

壁紙の品質規格と安全性

当見本帳収録壁紙は全点、建築基準法のシックハウス対策規制を受けない「F☆☆☆☆」ですから、安心してご使用いただけます。

シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。

「居室を有する建築物は、その居室において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料および換気設備について、政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

※「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など、常時「人の居住しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

シックハウス対策の技術的基準について

「技術的基準の政令 第393号」が告示され、2003年7月1日施行となりました。

- 1. 規制対象物質**
クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。
- 2. クロルピリホスに関する建築材料の規制**
居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。
- 3. ホルムアルデヒドに関する建築材料及び換気設備の規制**
 - ①内装仕上げの制限
 - ②換気設備設置の義務付け
 - ③天井裏などの制限

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく壁紙の種類区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、面積制限を受けることなく、ご使用いただけます。(一般壁紙はJIS認証による「F☆☆☆☆」、ポスター壁紙は大臣認定による「F☆☆☆☆」です。但し、製造工場の被災など不測の事態により「JIS認証」から「大臣認定」に変更になる場合があります。変更後も「F☆☆☆☆」は変わらず、同等の品質が維持されます。)

| 告示で定める建築材料の性能区分 | 規制対象外 (第1~第3種よりも上位の性能を有した建築材料) | ホルムアルデヒド発散建築材料 | | |
|----------------------------|---------------------------------------|---|---|---------------------------------------|
| | | 第3種 | 第2種 | 第1種 |
| ホルムアルデヒド発散速度 (チャンバー法数値) | 5 μ g/m ² h以下 少ない ← | 5 μ g/m ² h超~ 20 μ g/m ² h以下 | 20 μ g/m ² h超~ 120 μ g/m ² h以下 | 120 μ g/m ² h超 → 多い |
| ホルムアルデヒド対策マーク(等級区分) | F☆☆☆☆ | F☆☆☆ | F☆☆ | 対策マーク表示不可 |
| 壁紙の種類 | JIS認証 大臣認定 | — | — | — |
| 内装仕上げの制限 | 使用制限なし | 使用面積が制限される | 使用禁止 | |

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品表示ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と、「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。

なお、製品表示ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼付け」されるものです。

(1) 製品表示ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS認証」「大臣認定」の2つの様式があります。

| JIS認証品様式 | 大臣認定品様式 |
|--|---|
| <p>製品情報ラベル ホルムアルデヒド等級 F☆☆☆☆ JIS A 6921 製造業者</p> <p>品番 寸法(有効幅cm×有効長さm) ロット番号 販売元</p> <p>防火製品表示ラベル 材料区分 防火等級 材料の種類 防火等級 施工方法 認定番号 不燃材料 難燃材料 金属類</p> <p>防火認定取得者</p> | <p>製品情報ラベル ホルムアルデヒド等級 F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド大臣認定番号 認定取得者</p> <p>品番 寸法(有効幅cm×有効長さm) ロット番号 販売元</p> <p>防火製品表示ラベル 材料区分 防火等級 材料の種類 防火等級 施工方法 認定番号 不燃材料 難燃材料 金属類</p> <p>防火認定取得者</p> |

(2) シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けされます。

※シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けます。



シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

日本壁装協会の検索システムでは、JIS認証ならびに大臣認定に関するシックハウス情報や防火の認定情報も商品番号から検索でき、印刷保存ボタンにより印刷およびダウンロードすることができます。是非ご活用ください。



パソコン・携帯電話からの検索

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

SV規格とJIS規格について

| SV規格 Standard Value (壁紙製品標準規格) | JIS規格 (壁紙: JIS A 6921) Japanese Industrial Standards (日本工業規格) |
|---|--|
| 快速・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会によって制定された自主規格です。 | 日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。 |

| 項目NO. | 試験項目 | SV規格 | JIS規格 | | |
|-------|-------------------|------------------|-------|-----|----|
| | | 規格値 | 規格値 | | |
| 1 | 退色性(号) | 4以上 | 同左 | | |
| 2 | 耐摩擦性(級) | 乾燥摩擦 | 縦 | 4以上 | 同左 |
| | | | 横 | 4以上 | 同左 |
| | | 湿潤摩擦 | 縦 | 4以上 | 同左 |
| | | | 横 | 4以上 | 同左 |
| 3 | 隠ぺい性(級) | 3以上 | 同左 | | |
| 4 | 施工性 | 浮き及びはがれがあってはならない | 同左 | | |
| 5 | 湿潤強度(N/1.5cm) | 縦 | 5.0以上 | 同左 | |
| | | 横 | 5.0以上 | 同左 | |
| 6 | ホルムアルデヒド放散量(mg/L) | 0.2以下 | 同左 | | |
| 7 | 重金属 | 砒素(mg/kg) | 5以下 | — | |
| | | 鉛(mg/kg) | 30以下 | — | |
| | | カドミウム(mg/kg) | 5以下 | — | |
| | | クロム(mg/kg) | 20以下 | — | |
| | | 水銀(mg/kg) | 2以下 | — | |
| | セレン(mg/kg) | 10以下 | — | | |
| 8 | 塩化ビニルモノマー(mg/kg) | 0.1以下 | — | | |
| 9 | 残留VOC | TVOC(μg/g) | 100以下 | — | |
| | | TEX芳香族(μg/g) | 10以下 | — | |

(使用原材料)

| | | | |
|----|-----|-------------------------------------|---|
| 10 | 安定剤 | 鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。 | — |
| 11 | 可塑剤 | 沸点が300℃以上の揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。 | — |
| 12 | 発泡剤 | フルオロカーボン類は使用しない。 | — |
| 13 | 溶剤 | TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。 | — |

- 上表は、各規格の規定内容を簡略化したものです。項目1~6は、両規格とも同じです。SV規格は、JISの基本品質に、より安全性を考慮して重金属やVOCなどの規定が加えられています。
- JIS規格・SV規格の内容は、社会情勢の変化によって随時改定されます。
- SV規格の詳細につきましては壁紙工業会ホームページ(<http://www.svkikaku.gr.jp>)をご参照ください。